

適用要件チェックリストその1 消防庁告示第2号関係

| 特定共同住宅等の位置、構造及び設備の基準 | | (消防庁告示第2号第3) | 該当 | 図番 | 消防判定 |
|----------------------|---|--------------|----|----|------|
| 1 | 主要構造部が、耐火構造である。 | | | | |
| 2 | 共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること。 | | | | |
| 3 | 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画してある。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りではない。 | | | | |
| (1) | 床又は壁は、耐火構造である。 | | | | |
| (2) | 住戸等の外壁に面する開口部（直径が0.15m以下で防火設備が設けられた換気口等及び面積が0.01㎡以下の換気口等を除く。）は、次のいずれかに適合する。 ア 住戸等間の外壁開口部は、外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁等（以下「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られている。 イ 住戸等間の外壁に面する開口部相互間の距離が、0.9m以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する。 (ア) 上下に設けられた開口部（直径0.15m以下の換気口等及び相互間の距離が3.6m以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられている。 (イ) 火災発生住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものである。 | | | | |
| (3) | 住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによる。 ア 開口部（下記(ア)から(イ)までに掲げる換気口等を除く。）には、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸が設けられている。 (ア) 直径0.15m未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。） (イ) 直径0.15m以上の換気口等であつて、かつ、防火設備が設けられているもの (イ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等 イ (ア) 開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあつては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき4㎡（共用室にあつては、8㎡）以下である。 (イ) 上記(ア)の規定による一の開口部の面積は2㎡以下である。 | | | | |
| (4) | 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによる。 ア 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものである。 イ 配管等の呼び径は、200mm以下である。 ウ 配管等貫通部の開口部は、内部の断面積が直径300mmの円の面積以下である。 エ 配管等貫通部の開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に二以上設ける場合にあつては、当該開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上である。 オ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(ア)又は(イ)に適合するものである。 (ア) 配管は、建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋める。 (イ) 別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものである。 カ 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。 | | | | |

| 住戸等の区画を貫通する配管等の有無 | | | | |
|-------------------|-----|-------------|--------|-------|
| 種 類 | 場 所 | 材 質 (保護) | 貫通処理方法 | 評定番号等 |
| 給水管 | | | | |
| 排水管 | | | | |
| 污水管 | | | | |
| 通気管 | | | | |
| キ 空調用 冷媒管 | | | | |
| ガス管 | | | | |
| 冷媒管 | | | | |
| 配電管 | | | | |
| その他 | | | | |

| 特定光庭の基準 | | (消防庁告示第2号第4) | 該当 | 図番 | 消防判定 | |
|---|---|---|--|----|------|--|
| 1 | 次の各号に掲げる基準に適合しない光庭（特定光庭という。）を有する。 | | | | | |
| | (1) | 光庭に面する火災発生住戸等のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、当該火災発生住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が10kw/m ² 未満である。（計算書の添付） | | | | |
| | (2) | 光庭が避難光庭に該当する場合は、次に定めるところによる。 | | | | |
| | | ア 火災発生住戸等（避難光庭に面するものに限る。以下同じ。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が3kw/m ² 未満である。（計算書添付） | | | | |
| | | イ 避難光庭にあっては次のいずれかに適合する。 | | | | |
| | (7) 避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満である。 | | | | | |
| | (イ) (7)により求めた値が2.5以上の場合にあっては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が4ケルビン以上上昇しない。（計算書添付） | | | | | |
| 2 | 当該光庭に面する開口部、次に定める基準に適合するものである。 | | | | | |
| | (1) | 廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、次に定めるところによる。 | | | | |
| | | ア 特定光庭に面する一の開口部の面積が2m ² 以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が4m ² 以下である。（共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸は除く。） | | | | |
| | | イ 特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の50分の1以上である。 | | | | |
| | (2) | 上記(1)以外の特定光庭に面する開口部にあっては、次に定めるところによる。 | | | | |
| | | ア | 開口部には、はめごろしの防火設備が設けられている。ただし、次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部（(イ)の特定光庭に面するものにあつては、4階以下の階に存するものに限る。）に防火設備である防火戸を設ける場合にあっては、この限りでない。 | | | |
| | | | (7) 特定光庭に面して階段（平成14年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。）が設けられている当該特定光庭 | | | |
| | | | (イ) その下端に常時外気に開放された開口部（当該開口部の有効断面積が1m ² 以上のものに限る。）が存する特定光庭 | | | |
| | | イ | 異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離は、次に定めるところによる。 | | | |
| | | | (7) 同一の壁面に設けられるものにあつては、0.9m以上（当該開口部相互間の壁面に0.5m以上突出した耐火構造のひさし等を設けた場合を除く。） | | | |
| (イ) 異なる壁面に設けるものにあつては、2.4m（当該開口部にはめごろしの防火設備が設けられている場合は、2m）以上 〈緩和規定〉住戸等の開口部の上端から上方に垂直距離1.5m（当該開口部にはめごろしの防火設備が設けられている場合は、0.9m）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。 | | | | | | |
| ウ | 異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離は、1.5m（当該開口部にはめごろしの防火設備が設けられている場合は、0.9m）以上（同一壁面上の当該開口部相互間の壁面に0.5m以上突出した耐火構造のひさし等を設けた場合を除く。）である。 | | | | | |
| | 〈緩和規定〉同一の壁面に設けられる場合は、当該開口部の側端から水平方向に0.9m、異なる壁面に設けられる場合は、当該開口部の側端から2.4m（当該開口部にはめごろしの防火設備が設けられている場合は、2m）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。 | | | | | |
| エ | 一の開口部の面積が1m ² 以下であり、かつ、一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が2m ² 以下である。 | | | | | |

| | | | | | |
|---|-------------------------------------|--|--|--|--|
| 3 | 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、次に定めるところによる。 | | | | |
| | ア | 平成 14 年消防庁告示第 7 号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に限り設置することができる。 | | | |
| | イ | 防火上有効な措置が講じられたものである。 | | | |

適用要件チェックリストその2 消防庁告示第3号関係

| 特定共同住宅等の構造類型の基準 | | (消防庁告示第3号) | 該当 | 図番 | 消防判定 |
|-----------------|--|---|----|----|------|
| 1 | 二方向避難型特定共同住宅等 は次に定めるところによる。 | | | | |
| | (1) | 廊下型特定共同住宅等の階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している。 | | | |
| | (2) | 住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が避難上有効に設けられている。 | | | |
| | (3) | バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部が設けられている。 | | | |
| | (4) | 隣接するバルコニー等に隔板等を設ける場合は、当該隔板等が容易に開放、除去、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されている。 ア 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨 イ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法 ウ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨 | | | |
| | (5) | 火災発生住戸等が存する階の住戸等に存する者が、少なくとも一以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができる。 〈緩和規定〉バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りではない。 | | | |
| | (1) | すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以上離れている。 | | | |
| | (2) | すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していない。 | | | |
| | (3) | 直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下単に「エントランスホール等」という。）が避難階に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合する。 ア 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路がある。 イ エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないものとする。 〈緩和規定〉当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合（当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合は、はめごろしの防火設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。 | | | |
| | (4) | すべての階の廊下は開放型廊下とし、次に定めるところによる。 ア a 各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は、当該階の見付面積の3分の1を超えている。 b 全ての廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しない。垂れ壁等は下端から天井までの高さ30cm以下とする。 c 外気に面する部分の上部に手すり等を設ける場合は、手すりの上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m以上とする。 d 外気に面する部分に障壁等を設ける場合は、壁等の幅を2m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1m以上とする。 イ 火災発生時、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階において消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しない。 ウ 外気に面しない部分がある場合、当該部分の長さは6m以下、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下である。 | | | |
| (5) | 階段室等は、次のア又はイに定めるところによる。 ア 平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有する。 イ 特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しない。 | | | | |

適用要件チェックリストその3 省令（第40号）関係

| 必要とされる初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準 (省令第3条第3項、第4条) | | 該当 | 図番 | 消防判定 |
|---|---|----|----|------|
| 1 | 住宅用消火器及び消火器具は、次の(1)及(2)に定めるところによる。 | | | |
| | (1) 住宅用消火器は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設置する。 | | | |
| | (2) 消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等（以下「共用部分等」という。）に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように、令第10条第2項並びに規則第6条から第9条まで（第6条第6項を除く。）及び第11条に定める技術上の基準の例により設置してある。 〈緩和規定〉 特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる。 | | | |
| | 2 | | | |
| (1) | 住戸用自動火災報知設備は、住戸等及び共用部分に設置する。 | | | |
| (2) | 住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。ただし、当該警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合は、この限りでない。 | | | |
| (3) | 一の警戒区域の面積は1500㎡以下とし、その一辺の長さは50m以下とする。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができる。 | | | |
| (4) | 住戸用自動火災報知設備の感知器は、規則第23条第4項各号（第1号ハ、第7号へ及び第7号の5を除く。）及び同条第7項並びに第24条の2第2号及び第5号の規定の例により設ける。 | | | |
| (5) | 住戸用自動火災報知設備の感知器は、次のアからウまでに掲げる部分の天井又は壁（アの部分の壁に限る。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設ける。 | | | |
| ア | 住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室 | | | |
| イ | 倉庫（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下同じ。）、機械室その他これらに類する室 | | | |
| ウ | 直接外気に開放されていない共用部分 | | | |
| (6) | 共同住宅用非常警報設備は、直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置する。 | | | |
| (7) | (1)から(6)のほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁告示第19号に定める基準に適合するものである。 | | | |
| 3 | 共同住宅用自動火災報知設備は、次の(1)から(4)までに定めるところによる。 | | | |
| (1) | 共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域は、前号(2)及び(3)の規定の例による。 | | | |
| (2) | 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、前号(4)及び(5)の規定の例による。 | | | |
| (3) | 非常電源は、規則第24条第4号の規定の例により設ける。 | | | |
| (4) | (1)から(3)までのほか、共同住宅用自動火災報知設備は消防庁告示第18号に定める基準に適合するものである。 | | | |
| 4 | 共同住宅用スプリンクラー設備は、次の(1)から(8)までに定めるところによる。 | | | |
| (1) | 特定共同住宅等の11階以上の階に設置する。 | | | |
| (2) | スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設ける。 | | | |
| (3) | スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第14条第1項第7号の規定の例により設ける。 | | | |
| (4) | 水源の水量は、4㎡以上となるように設ける。 | | | |

| | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|
| | (5) | 共同住宅用スプリンクラー設備は4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1メガパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上で放水することができる性能のものとする。 | | | |
| | (6) | 非常電源は、規則第14条第1項第6号の2の規定の例により設ける。 | | | |
| | (7) | 送水口は、規則第14条第1項第6号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設ける。 | | | |
| | (8) | (1)から(7)までのほか、共同住宅用スプリンクラー設備は消防庁告示第17号に定める基準に適合するものである。 | | | |
| 次の各号に掲げるときに限り、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。(省令第3条第4項) | | | | | |
| 1 | <p>〈共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる要件〉</p> <p>二方向避難・開放型特定共同住宅等(11階以上の部分に限る。)又は開放型特定共同住宅等(11階以上14階以下の部分に限る。)において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井(天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台等を除く。)の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設けられる開口部(規則第13条第2項第1号口の基準に適合するものに限る。)に、特定防火設備である防火戸(規則第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。)が設けられているとき。</p> | | | | |
| 2 | <p>〈共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる要件〉</p> <p>住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)</p> | | | | |
| 必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準(省令第5条第2項) | | | | | |
| 1 | 共同住宅用連結送水管は、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 | | | | |
| | (1) | 放水口は、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設ける。 | | | |
| | (2) | 放水口は、三階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が50m以下となるように、設ける。 | | | |
| | (3) | (1)及び(2)に規定するもののほか、共同住宅用連結送水管は、令第29条第2項第2号から第4号まで並びに規則第30条の4及び第31条の規定の例により設置する。 | | | |
| 2 | 共同住宅用非常コンセント設備は、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 | | | | |
| | (1) | 非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設ける。 | | | |
| | (2) | 非常コンセントは、11階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が50m以下となるように、設ける。 | | | |
| | (3) | (1)及び(2)に規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第29条の2第2項第2号及び第3号並びに規則第31条の2の規定の例により設置する。 | | | |
| | その他必要な事項 | | | | |

共同住宅等の部分に設置する消防用設備等に、レ印を付すこと。

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 住宅用消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 共同住宅用スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備(自動試験等対応型) <input type="checkbox"/> 共同住宅用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 住戸用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報設備(□非常ベル・□自動式サイレン・□放送設備) <input type="checkbox"/> 誘導灯・誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備 <input type="checkbox"/> 二酸化炭素消火設備 <input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備 <input type="checkbox"/> 粉末消火設備 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水栓 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> 無線通信補助設備 <input type="checkbox"/> その他(設備名) |
|---|

適用要件チェックリストその4 その他ガス機器の設置基準関係

| 1 | 階段・避難口・廊下等へのガス機器設置について | 該当 | 図番 | 消防判定 |
|---|---|----|----|------|
| | ガス機器を階段・避難口の付近に設置する場合は、避難の支障とならない位置状態に設置すること。(1)(2)の条件を共に満足する場合は、屋外階段を出た正面や屋外避難階段等の避難口周囲2mの範囲を避けた位置に設置することができる。 | | | |
| | (1) ガス用品、液化石油ガス器具等の基準により安全性が確認されたもの。 | | | |
| | (2) 設置場所周囲に、延焼のおそれのある「不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分」がないこと。 イ 避難通路としての有効幅員が確保されていること。 ロ 壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、防火上及び構造耐力上問題ないこと。 | | | |
| | 前記条件に加え、さらにガス機器の前面（給排気口の部分を除く）を鋼製（メーター検針窓の部分は網入りガラス）の扉で覆ったものは、屋外階段を出た正面や屋外避難階段等の避難口の周囲2m以内にも設置することができる。（ただし、1住戸の用に供するもの） | | | |
| | 2 PS内にガス機器等を設置する場合 PS内の床面及び壁は、火災時に住戸又は上階へ延焼しないよう耐火構造で区画すること。 | | | |
| | (1) 扉の板厚0.8mm以上の鋼製とすること。 | | | |
| | (2) 扉の上下には各々100cm程度の換気口を設けること。 | | | |
| | (3) 電気設備の併用 ガス設備は、PS内等漏れた燃料用ガスが滞留するおそれのある場所に電気設備（電線・電気開閉器等）と併用しないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合又は、扉の上下の換気口の面積が各パイプシャフト正面の面積の5%又は500cm ² の大きい方である場合はこの限りでない。 | | | |
| | 3 給排気筒トップの周囲条件 給排気筒トップは、十分に開放された屋外空間、燃焼排ガスの滞留しない空間を有する開放廊下又はバルコニー等に接して設けられたものであること。 | | | |
| | (1) ガス機器は、その排気吹出し口の下端（トップ）が廊下床面から180cm程度となるように設置すること。 | | | |
| | (2) 給排気筒トップ吸気部の上方の軒又は突出物との離隔距離は、25cm以上。 | | | |
| | (3) 軒先等の先端に下がり壁がある場合、その下端と給排気筒トップ上端との間隔は10cm以上とする。 | | | |
| | 4 ガス機器の排気筒と換気のためのダクトとの併用禁止 火を使用する設備又は器具を設けた室の排気のためのダクト又は排気筒は、他の換気設備のダクトその他これに類するものに接続してはならない。 | | | |

備考 1 該当する場合は、該当欄に○印をし、図面番号を記入してください。

なお、該当しない場合は、該当欄を斜線としてください（全面に該当しない場合は全面を斜線）。

2 法令の略称

(1) 令とは消防法施行令のことをいう。

(2) 規則とは消防法施行規則のことをいう。

(3) 省令とは特定共同住宅に必要とされる消防用設備に関する省令（総務省令第40号）をいう。